

日本学生支援機構奨学金 よくある質問

ここには学生のみなさんからよく寄せられる質問とその回答を掲載しています。奨学金のことで分からないことがあったら、まずはこちらをご確認ください。こちらに掲載されていない質問については、各キャンパスの奨学金担当窓口にご直接お問い合わせください（電話による質問には応じられません）。

<奨学金の貸与を希望する方へ>

Q-1. 日本学生支援機構奨学金を申し込みたいのですが、いつ募集がありますか。

A-1.

学部生・大学院生とも4月に定期採用の申込説明会があります。詳細は本学ホームページ及びCLASSにて公開しております。なお、年度途中で家計急変等（家計支持者の失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは災害）により奨学金が必要になった場合は、随時奨学金の申し込みを受け付けていますので、各キャンパスの奨学金担当窓口にご相談ください。

※CLASSとは本学の在学生のみに公開されるオンライン掲示板です。

※大学院予約採用は、別途HP・CLASSでご確認ください。

Q-2. 日本学生支援機構奨学金の選考について教えてください。

A-2.

選考は、主に家計状況と学力により行われます。それぞれの申込基準については、以下のホームページもしくは申込説明会で配布した奨学金案内（※）をご参照ください。なお、原級生は出願資格がありませんので、進級後あらためて申し込みを行ってください。

日本学生支援機構ホームページ <http://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

※「奨学金を希望するみなさんへ」「日本学生支援機構奨学金のしおり」

Q-3. 申し込みに必要な「収入に関する証明書」はどのようなものが必要ですか。

A-3.

学部奨学金の申請者は、家計支持者（父母双方）の収入に関する証明書をご提出いただきます。家計支持者が給与所得者の場合は勤務先発行の源泉徴収票のコピーを取り寄せてください。商業・工業・個人経営・農業・水産業・自由業等で給与所得者以外の場合は確定申告書（第一表と第二表）（控）のコピー（税務署の受付印があるもの）あるいは市（区・町・村）民税・県（都道府）民税申告書（控）のコピーを用意してください。詳しくは、申込説明会で配布する奨学金案内（※）をご確認ください。

大学院奨学金は申請者本人の収入証明書が必要となります。詳細については4月の奨学金説明会にて別途お知らせします。

※「奨学金を希望するみなさんへ」「日本学生支援機構奨学金のしおり」

Q-4. 母が専業主婦で収入がないのですが、収入に関する証明書の提出は必要ですか。年度途中で退職し無職なのですが、収入に関する証明書の提出は必要ですか。

A-4.

必要です。収入がない方は、収入がないという証明書を提出する必要があります。市区町村等発行の給与収入等を含め「0」と記載された所得証明書（申込時点で取得できる直近の年の分で可）を提出して下さい。また条件により「収入に関する事情書」（CLASSよりダウンロード）が必要となる場合がございます。詳しくは申込説明会で配布した奨学金案内（※）をご参照ください。

※「奨学金を希望するみなさんへ」「日本学生支援機構奨学金のしおり」

Q-5. 父が今年転職したのですが、何を提出したらよいですか。

A-5.

この場合、最新の源泉徴収票は発行されませんので、新しい職場での年収見込証明書または直近の給与明細書のコピー（直近3ヶ月分）を提出してください。

Q-6. 人的保証を選択しようと思っているのですが、連帯保証人・保証人には誰を選べばよいですか。

A-6.

連帯保証人は原則として父母、保証人は父母と本人の配偶者を除く4親等以内の成年親族で本人及び連帯保証人と別生計の人を選任してください。保証人が65歳以上の場合は条件があります。学校にご確認ください。

Q-7. 家庭の事情により、連帯保証人・保証人を選任できません。

A-7.

連帯保証人や保証人の人的保証を得ることが出来ない場合は、機関保証制度を利用することが可能です。機関保証制度とは、毎月一定の保証料を保証機関に支払い保証を受けることで、自分の意志と責任において奨学金の申し込みができる制度です。保証料は毎月の奨学金から差し引かれますので、よく確認の上選択をしてください。

Q-8. 日本学生支援機構奨学金申し込み時に振込先口座を用意しないといけないのですか。

A-8.

スカラネット（インターネット）による申し込みの際に、日本学生支援機構奨学金の振込先口座を登録する必要があります。振込先口座は必ず奨学生本人名義の普通預金口座でなければいけませんので、出願時に口座を持っていない人は、至急口座開設の手続きをとってください。

なお、日本学生支援機構奨学金の振込先口座は、国内の都市銀行、ゆうちょ銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫および労働金庫に限ります。（信託銀行、農協、外資系銀行、ネットバンクは取り扱いません。）また、インターネット支店も不可です。

Q-9. 出願書類の提出が間に合いません。

A-9.

出願は、期限厳守です。期日・時間が守れない場合、奨学生としての資格はないものとみなし、期日を超えての出願はその理由いかんを問わず一切認めません。やむを得ない理由により指定期日等に窓口に来ることが出来ない場合は、必ず事前に奨学金担当窓口へ申し出てください。

Q-10. 日本学生支援機構奨学金は申し込みを行えば必ず採用されますか。また、採用率はどのくらいですか。

A-10.

申し込みを行っても、必ずしも希望どおりの採用とならない場合があります。また、申込者数や採用者数等が年度ごとに変動するため、採用率は毎年変動します。

Q-11. 日本学生支援機構奨学金が採用になりました。この後どのような手続きをすればよいですか。

A-11.

採用になった方は、所定の期日までに返還誓約書を提出する必要があります。返還誓約書は採用候補者説明会にて配布します。定められた期日までに必ず提出して下さい。なお、採用後も継続手続きや奨学生としての手続きを怠った場合は、採用取消となることがあります。奨学生への連絡は、CLASSにより行ないますので、週に1度は確認するようにしてください。

その他不明点は各キャンパスの奨学金担当窓口まで直接お問い合わせください。

担当部署	場所	窓口取扱時間
学生課（神楽坂）	神楽坂キャンパス 9号館2階	8：30～12：45 13：45～17：00
学生支援課（野田）	野田キャンパス 1号館2階	8：30～12：45 13：45～17：00
学生支援課（葛飾）	葛飾キャンパス 管理棟3階	8：30～12：45 13：45～17：00
長万部事務課	長万部キャンパス 1号館1階	8：30～12：45 13：45～17：00